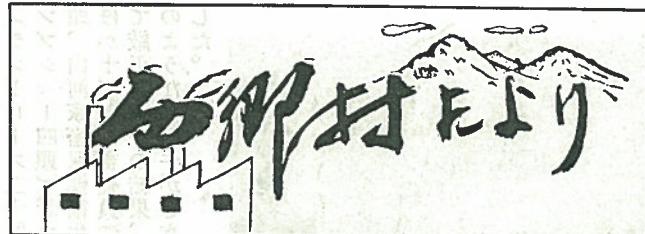


西郷村の人口及世帯数
(48. 9. 1現在)
世帯数 2,401
人口 10,591
男 5,245 女 5,346



発行日 昭和48年10月5日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)
編集発行
企画開発課
印刷所
ワタベ印刷所

金丸建設大臣来村



〈甲子峠にて国道289号の現況と計画立案を説明する福島県道路建設課長と西郷村長〉

国道二八九号線の早期着工に努力 甲子峠の整備進む

去る九月八日、金丸建設大臣は県南地方の道路事情把握の為に来村、特に国道二八九号線の改良整備について現地視察が西郷村長の案内で行なわれました。

本路線はすでに御承知の通り昭和四十五年に国道二八九号線（新潟県吉田→本県勿来間）として編入されましたが甲子峠の交通不能区間は解消されないまま今日に至っている路線でありますので近年表日本と裏日本を結ぶ東北南部横断道路として期待される処多く、近く開通する東北縦貫自動車道及び国道四号線に直結し国道六号線、同一一八号線等と接続して本地域の森林、地下資源活用と、産業開発上極めて重要な路線であり、而も白河インターの設置により首都圏への至近距離となり本村の甲子高原地域の観光開発には飛躍的な発展が期待できるものでありますので村当局はあらゆる機会を捕え甲子峠の改良完遂に努力して参りましたが、この度の金丸建設大臣自ずからの現地調査は、かかる観点から誠に意義深いものであり、早期着工を念願するものであります。



乳牛の部 第5部 優等賞受賞牛

去る八月三十一日、第七回西郷村畜産共進会が、折口原の村有地で開かれました。出陳頭数は、乳用牛三十頭、肉用牛三十三頭、豚（ランドレース二十頭、ハンプショア四頭）計九十三頭、白河家畜保健衛生所長ほか十四名の審査員によつて厳正な審査の結果、別表のような受賞牛がきまりました。

各部とも月令に応じた発育、乳用牛の特質を充分に備え、日頃の管理が概ね良好であることは同慶の至り

です。しかし、中には発育ステージに応じた脇腹の張り、肢蹄の強健さに欠くものが散見されましたので、この点については充分留意されることを望みます。又、経産牛の部で乳器の附着のゆるいもの、乳頭の向の好ましくないもの、容積形状で稍々難のあるものがあり、これら改良の為には同一系統の種雄牛、特に血量において近親交配にならぬが如きは厳に避け、欠点の改良に良い種雄牛を研究探索して交配することが肝要と思います。

回数を重ねる度に肥育技術の向上が顕著に現われ肥育牛として申し分なく管理されており、現在の肥育技術から見た場合白河地方のトップレベルに達しておることは慶びに堪えません。

審査の結果一部を除いては大分完成されておりましたが、肥育の基礎は素牛の選定がその基調となるのでありますから充分に素牛の選定には今後共に留意されることを願います。また、肥育の管理は下痢をさせないこと、余分な脂肪をつかないことを願います。また、肉を充分につかせながら、しかも、しもふり肉に育てるよう努力することが大切です。

西郷村畜産共進会受賞一覧表

区分 項目	等級	氏名	部落	区分 項目	等級	氏名	部落
乳牛 第1部 (6ヶ月~15ヶ月未満)	優等賞	細矢 正吉	報徳	肉用牛 第4部	2等賞	真船 正次	真船
	1等賞	柴山 正二	"		2等賞	近藤 芳喜代	下羽太
	1等賞	星 荣喜	"		優等賞	高久 德智	鶴生
	2等賞	真船 仁志	真船		1等賞	伊藤 和雄	下羽太
	2等賞	五十嵐 貢	虫笠		1等賞	高久 德智	鶴生
	2等賞	渡辺 政良	報徳		1等賞	荒井 三奈男	赤坂
	優等賞	高田 貞雄	後原		2等賞	佐藤 秀雄	下羽太
	1等賞	滝沢 正明	報徳		2等賞	海老名 武雄	中羽太
	2等賞	渡辺 富蔵	"		2等賞	鈴木 幸雄	柏野
	優等賞	遠藤 喜一	"		2等賞	海老名 武雄	中羽太
乳牛 第3部 (18ヶ月~30ヶ月未満の未経産)	1等賞	後藤 源一	"		2等賞	和知 ウメ	柏野
	2等賞	大倉 美義	虫笠	豚の部 第1部	優等賞	大倉 操	虫笠
	2等賞	加須我 茂	真船		1等賞	菊池 喜一	折口原
	優等賞	本間 正義	報徳		1等賞	近藤 石井	上羽太
乳牛 第4部 (48ヶ月未満の経産牛)	1等賞	前田 耕助	米		1等賞	菊池 美治郎	下羽太
	1等賞	鈴木 新栄	報徳		2等賞	菊池 喜一	折口原
	2等賞	山本 重男	折口原		2等賞	真船 真	真船
	2等賞	鈴木 稔	山下		2等賞	緑川 忠夫	下羽太
乳牛 第5部 (48ヶ月以上)	優等賞	鈴木 新栄	報徳		2等賞	近藤 物光	上羽太
	1等賞	松田 信一	"		2等賞	鈴木 光衛	"
	1等賞	石井 勝衛	熊倉	豚の部 第2部	優等賞	菊池 喜一	折口原
	2等賞	独古 比佐雄	報徳		1等賞	"	"
肉用牛 第2部	2等賞	鈴木 清一	坂長		2等賞	若林 義勝	上羽太
	優等賞	菊川 栄作	馬場坂	優良農家(乳用牛) (豚)	優等賞	浅野 邦衡	報徳
	1等賞	添田 恭弘	高助		1等賞	会沢 清夫	米
肉用牛 第3部	優等賞	真船 止次	真船	多産牛	多産牛	鈴木 新栄	由井ヶ原
	1等賞	高久 多喜代	高助		多産牛	八島 新時	報徳
	1等賞	近藤 芳喜代	下羽太		多産牛	五十嵐 弥貢	虫笠
	2等賞	和知 勇	"		多産牛	山本 重男	折口原

豚の部

総体的に発育良好で体の伸び、資質の向上が認められ、しかも種雌豚、種牡豚とも血統的に吟味された優秀なものが導入され改良に努力されており敬意を表します。

今後、繁殖種豚として改良すべきことは、背線の強さ、脇の張り、肢蹄の強さ後軀の充実等にあると思いまして運動を充分に行う種雄豚の選定はよく研究して戴きたいと思います。

尚、ラントレースはベー



以上概括的に各部の審査において感じた所見を申し述べて講評と致します。最後に西郷村の畜産発展を念し擲筆致します。



＜村長さんより 敬老年金をうける おばあちゃん＞



＜婦人会々員による アトラクション＞

以上概括的に各部の審査において感じた所見を申し述べて講評と致します。最後に西郷村の畜産発展を念し擲筆致します。

盛会だつた敬老会

第二回

西郷村老人福祉大会

秀なものが導入され改良に努力されており敬意を表します。

九月十五日は敬老の日です。昭和四十二年、この日が祝日として制定されて今年で八年目を迎え、年々この日が意義深いものとなつてきました。

村ではこの日を記念して毎年催しや記念品を贈つてきましたが今年は村のお年寄りを一堂に会し、地域の方々や各区長などのお骨折りで先月十九日熊倉小学校の体育館で行なわれました。また新しい役場を見た。また新しくてお菓子と記念品を贈りました。

今年は数え年七十才以上のお年寄りは六百六十人でそのうち八十才以上の高令者は特老ホーム(やまときやま)庄)窪田留之進(97才)等百四十七人でした。記念に菓子折やタオル、

満七十五才以上の方々には敬老年金などが送られました。村内の八十八才以上の方々は次の十三人の方々です。

部落	氏名	年令
やまぶき荘	雁田留之進	九十七
上折口原	高田サヨ	九五
長坂	鈴木ハナ	九三
やまぶき荘	佐藤ヨシ	九二
追原	森フヨ	九一
柏野	高久キン	九〇
中谷	大高スキ	九〇
米原	金沢サト	九〇
柏原	仁平トメ	九〇
下羽太	竹田ミノ	八九
中野	小針タミ	八九
柏	石井トリ	八九
野	八九	八九

满七十五才以上の方々には敬老年金などが送られました。村内の八十八才以上の方々は次の十三人の方々です。

娘さん、ご老人では七十才の方々まで村内各方面から職業もあらゆる職場から参加されて全く多彩な顔ぶれでした。

山はだを目の前に見、那須の煙の噴出の音まで聴いていた頃遠くから眺めていた山はだを目に見、那須の煙の噴出の音まで聴いて感動しました。すがすがしい空気、あたり一面咲き乱れるリンドウの紫のあざやかさ。縁の下からこぼれるしたまの実の輝くばかりの白さ。一同歓喜の声の連続でした。

赤面山から雨が降り出し小雨の中をリフトでスキーフィールドのロッヂまで下りて来ましたが、事故者は一人もなく一同極めて元気でした。

来年もまた来たいといふ計画しています。

実施の前には区長さんとおして参加者を募集しまくから、来年は更に多くの方が参加されるよう希望しています。

老いも若きも一緒に

村議会報告(第三回定例会より)

四十七年度決算など議決

九月二十六日から二十八日まで第三回定例会が開かれ、昭和四十七年度の決算、昭和四十八年度補正予算などが上提され、いずれも原案どおり可決されました。

○一般会計特別会計補正予算について

一般会計では八千二百八万九千円を補正致しました。総額九億三千六百二十八万三千円と致しました。歳入では村税で二千九十五万六千円です。これは村民税の個人分を調定致しました結果、補正増となつたものです。

次に地方交付税で普通交付税の八月算定分決定をみたので二千九十一万九千円の補正を行なうものです。国庫補助金では熊倉・高助線の六百万円、下新田柏野線の五百五十万円が大きいつのものです。

県補助金では種々の増減がありますが、トータルで六百八十七万円の補正となり、まことにあります。が、決算の結果は、決算された四十七年度からの繰越金の増を今回補正したもので、あります。が、決算の結果を補正しましたが、これで土木債五百三十万円を補正しましたが、これ

は県営事業の村負担金の増額分を県の振興基金でまかうものです。

歳出の方で大きなものは簡易水道会計へ六百三十九万六千円を繰り出しておりましたが、これは激増する本村の水道需要に備え、村内各地区の水源調査及び工事の先行投資のための繰り出し金です。

次に衛生処理一部事務組合、観光一部事務組合の負担金として合計四百九十三万円を補正していきます。

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

西郷村教育委員会小針茂二氏は十月十日付をもって任期満了に伴い小針茂二氏の再任を求め、議決されました。

西郷村教育委員会小針茂二氏は十月十日付をもって任期満了に伴い小針茂二氏の再任を求め、議決されました。

○西郷村教育委員会委員選任について

西郷村教育委員会小針茂二氏は十月十日付をもって任期満了に伴い小針茂二氏の再任を求め、議決されました。

○昭和四十八年度施工非補助事業追原線舗装工事請負契約について

これは一千万円以上の工事となりますので、条例の定めるところにより議決を求めたものです。

○四十七年度決算について

昭和四十七年度の決算は

監査委員の意見書を議会に提案され、原案どおり承認されました。

○四十七年度決算について

昭和四十七年度は公共の需要と合わせて公共投資の増強に努めた年であり、また社会福祉の飛躍的増強の計られた年でした。

西郷村におきましては、このよきな全国的傾向に加え、激増する行政需要と併せて公共投資の増強に努めた年であります。これが完成したための財源確保につけては、財政調整積立基金のとりくしをはじめ補助金の獲得融資等、あらゆる手段を講じて努力致しほば目標を達成することができます。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

これは用地交渉職員が非常に苦労が多いので今回こ

用水池の改修、上新田消防署の村道か土上げとともに補正と軽微な調整かその主なものですが、簡易水道会計では村内の水源調査費として四百三十九万六千円、國鐵横断パイプ埋設黒川線本管布設のため、四百四十万円を計上しています。

これは黒川地区の高速閑連圃場整備に伴い字区域を変更する必要性生じたため提案いたしたものです。

これは老人医療費支給制度が法制化されましたのでこれに伴う改正です。

○国民健康保険条例の一部改正について

これは老人医療費支給制度が法化されましたのでこれを総合した結果、

反面社会情勢の激変による将来的財政展望とこれが対応を充分配慮し健全財政の確保に努めました。

○字の区域の変更について

これは老人医療費支給制度が法化されましたのでこれに伴う改正です。

これは老人医療費支給制度が法化されましたのでこれを総合した結果、

年度比二十五%増の七億三千円を計上して、一千五百六十万円ととなりました。これを歳入についてみると、税収で三十六・五%のびを示しており、地方連圃場整備に伴い字区域を変更する必要性生じたため提案いたしたものです。

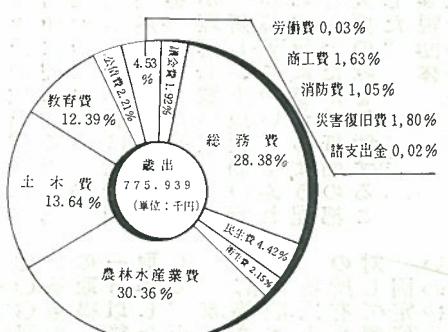
○昭和四十八年度施工非補助事業追原線舗装工事請負契約について

これは一千五百六十万円ととなりました。これを歳入についてみると、税収で三十六・五%のびを示しましたのは、非補助事業農道舗装工事分担金六千四百万円が大きく響いておきます。また繰り入金二千二百万円を越えましたのは、非補助事業農道舗装工事分担金六千四百万円が大きく響いておきます。また繰り入金二千二百万円を越えましたのは、非補助事業農道舗装工事分担金六千四百万円が大きく響いておきます。また繰り入金がその主なものです。

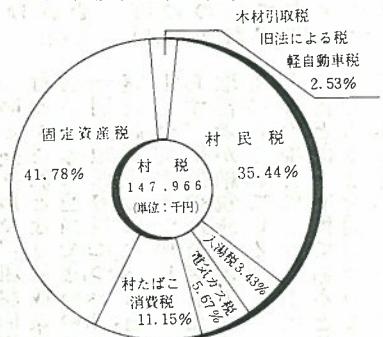
○中通簡易水道会計

会計名 内訳	一般会計	国民健康保険会計	直営診療会計	簡易水道会計	有線放送会計	中通簡易水道会計
歳 入	784,561,112	109,825,937	36,614	21,257,840	25,854,109	34,039,512
歳 出	775,939,913	109,207,979	3,300	15,331,563	22,456,614	32,495,000
差 引 額	8,621,199	617,958	33,314	5,926,277	3,397,495	1,544,512

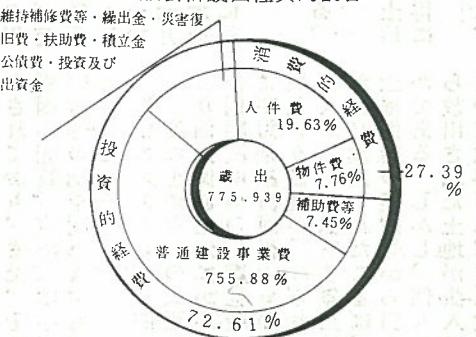
一般会計款別割合



村税収入項目別割合



一般会計歳出性質の割合



	歳入の部			歳出の部		
	款	収入済額 円	款	支出済額 円		
1. 村 税	147,966,257		1. 議 会 費	14,911,039		
2. 地方譲与税	5,352,000		2. 総 務 費	220,217,319		
3. 娯楽施設利用税	7,826,774		3. 民 生 費	34,280,140		
4. 自動車取得税	6,538,000		4. 衛 生 費	16,704,720		
5. 国有提供施設所在市町村助成交付金	2,272,000		5. 労 働 費	237,076		
6. 地方交付税	254,117,000		6. 農林水産業費	235,540,494		
7. 交通安全対策特別交付金	530,000		7. 商 工 費	12,613,184		
8. 分担金及び負担金	87,668,573		8. 土 木 費	105,812,914		
9. 使用料及び手数料	4,494,140		9. 消 防 費	8,154,536		
10. 国庫支出金	74,750,963		10. 教 育 費	163,828		
11. 県支出金	104,033,358		11. 災 害 復 旧 費	13,970,000		
12. 財産収入	2,402,495		12. 公 債 費	17,190,663		
13. 寄 付 金	7,095,966		13. 諸 支 出 金	144,000		
14. 繰 入 金	22,345,000		14. 予 備 費	0		
15. 繰 越 金	4,090,456		歳出合計	775,939,913		
16. 諸 収 入	3,378,130					
17. 村 債	49,700,000					
歳入合計	784,561,112					

村道舗装工事入札執行

(下新田~柏野線・他六線)
願い致します。

村民期待の村道舗装については、本年四月より設計に着手しておりましたが、今回村道舗装事業としては第一回の入札を執行し近く着工する予定であります。第二回の入札は月中旬に予定しておりますが、工事期間中は交通制限等を行なう必要も生じますので、農繁期で道路使用も多いこ

下原線舗装工事
県南土建 KK
九二〇米
六五六米
小林土木 KK
計

上新田線舗装工事
中羽太線舗装工事
原中下線舗装工事
三七一米
九三九米
世紀建設 KK
長坂線舗装工事
五八九米
三金興業 KK
五〇二一米
計

昭和四十八年度税制改正の柱の一つは土地税制であったと云える。

今回の土地税制の改正は現在の社会経済問題の中心課題である土地問題を解決するための総合的な土地政策の一環として、他の政策と相俟つて土地政策を税制面から推進することを期待して実施されるものである。

今回の改正においては、永年の懸案であった土地に係る固定資産税の課税の適正化を行なうほか、新たに政策税制として、国税においては法人等の土地譲渡益を重課制度が創設され、あわせて地方税においても特別土地保有税が創設されたものであり、二つの税制は組み合わされて相互に補完的に働くにつつ、一方で土地投機の抑制を図るとともに他方で土地の供給促進についても十分配慮することとされたものである。

特別土地保有税は他の制度と関連するところが多く税法を一読しただけではなかなか理解し難い点が多いので、新しい土地税制の背景や経緯等についてもふれ村民の理解に資するよう配慮したかったが、紙面の都合で大要のみを解説するこ

(要旨) 一、課税団体 特別土地保有税については、所有または土地の取得に対する課税される。固定資産税については、いわゆる台帳課税主義を採用しており、賦課期日であ

特別土地保有税の課税団体(解説)

特別土地保有税について市町村は、市町村の法定普通税として実施されることとなり地方税法に「特別土地保有税」が規定されることとなつた。

特別土地保有税が市町村税とされたのは、土地の売買がいつ、どこで、どのように行なわれたかと言つたことによるものである。

二、納稅義務者(要旨)

特種土地保有税は市町村が最も速やかに把握することができる」と考えられたことによるものである。

年一月一日現在において五〇〇〇平方メートル以上所有しているものに限る)また土地の取得(昭和四八年七月一日以後五〇〇〇平方メートルを取得したものに限る)に対して、土地の所有者

(解説) または取得者

特別土地保有税は、土地の所有または土地の取得に対する課税される。

特別土地保有税については、所有または土地の取得に対する課税される。固定資産税については、いわゆる台帳課税主義を採用しており、賦課期日であ

特別土地保有税とは(要旨)

特別土地保有税は、固定資産とされており、また、その原因が売買、交換、贈与、寄附等の別を問わないものとされている。

周知のとおり、昭和四十一年度の土地税制の改正により個人保有土地にかかる長期譲渡所得の分離課税および短期譲渡所得の分離課税という制度が設けられ、特別土地対策の一環として国税における土地譲渡益に対する重課の措置とあわせて土地の投機抑制のために設けられた政策税制であるところから、これら従来の規定により非課税とされるもののか特別の政策的観点から非課税規定が設けられている。すなわち地域開発

三、非課税(要旨)

特別土地保有税の非課税

農業、林業または漁業を営む一定の者が、経営規模の拡大、農地もしくは林地の集団化または農林漁業の経営の近代化を図るために事業の用に供する一定の土地

特別土地保有税の税率は保有地については百分の一・四、土地の取得に対する課税は百分の三と定められており、したがって、固定資産税または不動産取得税が非課税とされた土地に対する原則として非課税とされる。しかしながら特

四、課税標準(要旨)

特別土地保有税の課税標準を原則として土地の取得価額とすることを定めたものである。

(解説) 特別土地保有税の課税標準を原則として土地の取得価額とされたのは

特別土地保有税の税率を定めるについては、この税が投機的な土地取引を抑制して、あわせて土地の供給促進をはかるという創設の趣旨に合致する一方、課税地域を限定しない。一律的な抑制に伴う土地の供給促進をはかる

特別土地保有税の税率は高くすることができない事実を勘案して、土地の管理費用を増加させることをねらいとして、税の態容が特

る一月一日現在の台帳上の事実に基づいて課税が行なわれているが、特別土地保有税についてこの方式を採用すると所有権移転登記の省略という形で、租税回避行為が可能となり、政策目標和四四年のそれの補完的からして適当でないのである。このような観点から、実質課税主義によることと、登記の有無等にかかわらず、実質の所有者または取得者が納稅義務者となるものとされているものである。

関係、農林漁業関係、中小企業関係、住宅関係、環境公害関係等において國の施策に基づく一定の事業の用に供する土地についてはその意味で、昭和四八年和四八年の土地税制の改正は、昭和四四年のそれの補完的からして適当でないのである。このような観点から、もとの税が課されないとされるものである。

この土地の購入の代價、購入手数料、その他土地の購入のために要した費用の額の合計

(1) 購入した土地に付する引の抑制効果を期待したものである。購入手数料、その他土地の購入のために要した費用の額の合計が購入した土地についてはその土地の購入の代價、購入手数料、その他土地の購入のために要した費用の額の合計が購入した土地に付する

(2) 著しく低い価額、寄付、贈与等によって取得した場合は、近傍の地価公示価格等を総合的に考慮して判定される。

